

改正後	改正前
<p>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法</p> <p>1 適用範囲 この検査方法は、<u>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法を規定する。</u></p> <p>2 検査の種類 <u>検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。</u></p> <p>a) 最終製品における検査</p> <p>1) <u>検査を分けて理化学検査（煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験、曲げ試験、保存処理試験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p>2) <u>理化学検査は、抽出して行う。</u></p> <p>3) <u>外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適当でないと認められる場合には、各個に行ってもよい。</u></p> <p>4) <u>検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、簡条3に定めるところによる。</u></p> <p>b) 製造工程における検査 <u>製造工程における検査は、簡条4に定めるところによる。</u></p> <p>3 最終製品における検査</p> <p>3.1 第1種検査方法</p> <p>3.1.1 抽出の割合等</p> <p>3.1.1.1 枠組壁工法構造用製材（MSR 枠組材を除く。以下同じ。）</p> <p>a) 理化学検査 品目、<u>樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1の附属書 A A.1による。</u></p> <p>b) 外面検査 a)の検査荷口から無作為に表1の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、<u>それぞれ右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用製材を抽出する。</u></p> <p style="text-align: center;">表1－外面検査における枠組壁工法構造用製材の抽出数</p>	<p>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法</p> <p>（新設）</p> <p>1 この検査方法は、<u>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の検査について適用する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 検査を分けて理化学検査（煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験、曲げ試験、保存処理試験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>3 <u>検査は、抽出して行う。ただし、外面検査にあつては、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>4 <u>検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5から8までに定めるところによる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p>ア <u>枠組壁工法構造用製材（MSR 枠組材を除く。以下同じ）</u></p> <p>(イ) 理化学検査 品目、<u>樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年7月8日農林省告示第600号。以下「規格」という。）別記の1の(1)のア及びイによる。</u></u></p> <p>(イ) 外面検査 (イ)の検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、<u>それぞれ右欄に掲げる試料を抽出する。</u></p> <p>（新設）</p>

単位 本

検査荷口の大きさ	試料の数
500 以下	50
501 以上 1 200 以下	80
1 201 以上 3 200 以下	125
3 201 以上	200

3.1.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の 附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に 表 2 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR 枠組材を抽出する。

表 2 - 外面検査における MSR 枠組材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ	試料の数
3 000 以下	80
3 001 以上 6 000 以下	125
6 001 以上 10 000 以下	200
10 001 以上 20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。	

3.1.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (MSR たて継ぎ材を除く。以下同じ。)

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の 附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に 表 3 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

表 3 - 外面検査における枠組壁工法構造用たて継ぎ材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ	試料の数
3 000 以下	80
3 001 以上 6 000 以下	125
6 001 以上 10 000 以下	200
10 001 以上 20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。	

検査荷口の大きさ		試料の数
500 本以下		50 本
501 本以上	1, 200 本以下	80 本
1, 201 本以上	3, 200 本以下	125 本
3, 201 本以上		200 本

イ MSR 枠組材

(7) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の 1 の (1) のア及びウによる。

(イ) 外面検査

(7) の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料 MSR 枠組材を抽出する。

(新設)

検査荷口の大きさ		試料の数
3, 000 本以下		80 本
3, 001 本以上	6, 000 本以下	125 本
6, 001 本以上	10, 000 本以下	200 本
10, 001 本以上	20, 000 本以下	250 本

(注) 検査荷口の大きさが 20, 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20, 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (MSR たて継ぎ材を除く。以下同じ)

(7) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、別記の 1 の (2) のアによる。

(イ) 外面検査

(7) の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

(新設)

検査荷口の大きさ		試料の数
3, 000 本以下		80 本
3, 001 本以上	6, 000 本以下	125 本
6, 001 本以上	10, 000 本以下	200 本
10, 001 本以上	20, 000 本以下	250 本

(注) 検査荷口の大きさが 20, 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20, 000

3.1.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に表 4 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

表 4 - 外面検査における MSR たて継ぎ材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ	試料の数
3 000 以下	80
3 001 以上 6 000 以下	125
6 001 以上 10 000 以下	200
10 001 以上 20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。	

3.1.2 検査に係る格付の基準

3.1.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.1 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料枠組壁工法構造用製材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 5 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 5 - 枠組壁工法構造用製材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	合格とする数
50	43
80	70
125	111
200	179

3.1.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

エ MSR たて継ぎ材

(7) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の 1 の (2) のア及びイによる。

(4) 外面検査

(7) の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

(新設)

検査荷口の大きさ		試料の数
	3, 000 本以下	80 本
3, 001 本以上	6, 000 本以下	125 本
6, 001 本以上	10, 000 本以下	200 本
10, 001 本以上	20, 000 本以下	250 本

(注) 検査荷口の大きさが 20, 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20, 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 枠組壁工法構造用製材

(7) 理化学検査

規格別記の 3 により試験を行い、その結果、規格別記の 2 により合格又は不合格を判定する。

(4) 外面検査

(1) のアの (4) の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、次の表の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に格付する。

(新設)

試料の数	合格とする数
50 本	43 本
80 本	70 本
125 本	111 本
200 本	179 本

イ MSR 枠組材

(7) 理化学検査

規格別記の 3 により試験を行い、その結果、規格別記の 2 により合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.2 b)の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR 枠組材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、**表 6** の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 6 - MSR 枠組材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	合格とする数
80	71
125	112
200	181
250	227

3.1.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の簡条 5 によって試験を行い、その結果、**JAS 0600-1** の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.3 b)の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、**表 7** の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 7 - 枠組壁工法構造用たて継ぎ材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	合格とする数
80	71
125	112
200	181
250	227

3.1.2.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の簡条 5 によって試験を行い、その結果、**JAS 0600-1** の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.4 b)の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR たて継ぎ材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、**表 8** の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

(i) 外面検査

(1)のイの(i)の規定により抽出した各試料MS R枠組材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MS R枠組材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMS R枠組材をその等級に格付する。

(新設)

試料の数	合格とする数
80本	71本
125本	112本
200本	181本
250本	227本

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

規格別記の3により試験を行い、その結果、規格別記の2により合格又は不合格を判定する。

(i) 外面検査

(1)のウの(i)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に格付する。

(新設)

試料の数	合格とする数
80本	71本
125本	112本
200本	181本
250本	227本

エ MSR たて継ぎ材

(7) 理化学検査

規格別記の3により試験を行い、その結果、規格別記の2により合格又は不合格を判定する。

(i) 外面検査

(1)のエの(i)の規定により抽出した各試料MS Rたて継ぎ材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MS Rたて継ぎ材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMS Rたて継ぎ材をその等級に格付する。

表 8 - MSR たて継ぎ材の外表面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	合格とする数
80	71
125	112
200	181
250	227

3.2 第2種検査方法への移行

3.1 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のもの連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.3 に定めるところによる。

3.3 第2種検査方法

3.3.1 抽出の割合等

3.3.1.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.1.1 a) の規定を準用する。この場合において、3.1.1.1 a) 中“品目、樹種又は樹種群及び製造条件”とあるのは“3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用製材で品目、樹種又は樹種群及び製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外表面検査

a) の検査荷口から無作為に 80 本の試料枠組壁工法構造用製材を抽出する。

3.3.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.1.2 a) の規定を準用する。この場合において、3.1.1.2 a) 中“製造条件”とあるのは“3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった MSR 枠組材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外表面検査

a) の検査荷口から無作為に 125 本の試料 MSR 枠組材を抽出する。

3.3.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.3 a) の規定を準用する。この場合において、3.1.1.3 a) 中“製造条件”とあるのは“3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外表面検査

a) の検査荷口から無作為に 125 本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

3.3.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.4 a) の規定を準用する。この場合において、3.1.1.4 a) 中“製造条件”とあるのは“3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった MSR たて継ぎ材で製造条件”と、“20 日分

(新設)

試料の数	合格とする数
80本	71本
125本	112本
200本	181本
250本	227本

6 第2種検査方法への移行

5 に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のもの連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7 に定めるところによるものとする。

7 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 枠組壁工法構造用製材

(ア) 理化学検査

5 の(1)のアの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「品目、樹種及び製造条件」とあるのは「6 の規定により検査が7 に定めるところによることとなったもので品目、樹種及び製造条件」と、「20 日分」とあるのは「50 日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外表面検査

(ア) の検査荷口から無作為に 80 本の試料を抽出する。

イ MSR 枠組材

(ア) 理化学検査

5 の(1)のイの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「製造条件」とあるのは「6 の規定により検査が7 に定めるところによることとなったMSR 枠組材で製造条件」と、「20 日分」とあるのは「50 日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外表面検査

(ア) の検査荷口から無作為に、125 本の試料MSR 枠組材を抽出する。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(ア) 理化学検査

5 の(1)のウの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「製造条件」とあるのは「6 の規定により検査が7 に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件」と、「20 日分」とあるのは「50 日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外表面検査

(ア) の検査荷口から無作為に、125 本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

エ MSR たて継ぎ材

(ア) 理化学検査

5 の(1)のエの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「製造条件」とあるのは「6 の規定により検査が7 に定めるところによることとなったMSR たて継ぎ材で製造条

”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に 125 本の試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

3.3.2 検査に係る格付の基準

3.3.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.2.1 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.1 b)の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 69 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に合格とする。

3.3.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.2 b)の規定によって抽出した各試料 MSR 枠組材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR 枠組材をその等級に合格とする。

3.3.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.2.3 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.3 b)の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に合格とする。

3.3.2.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.2.4 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.4 b)の規定によって抽出した各試料 MSR たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR たて継ぎ材をその等級に合格とする。

3.4 第1種検査方法への移行

3.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものがある格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.1 に定めるところによる。

4 製造工程における検査

件」と、「20 日分」とあるのは「50 日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から無作為に、125 本の試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 枠組壁工法構造用製材

(7) 理化学検査

5 の(2)のアの規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)により抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 69 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に格付する。

イ MSR 枠組材

(7) 理化学検査

5 の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のイの(4)の規定により抽出した各試料 MSR 枠組材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR 枠組材をその等級に格付する。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

5 の(2)のウの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のウの(4)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に格付する。

エ MSR たて継ぎ材

(7) 理化学検査

5 の(2)のエの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のエの(4)の規定により抽出した各試料 MSR たて継ぎ材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR たて継ぎ材をその等級に格付する。

8 第1種検査方法への移行

7 に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のものがある格付しようとする等級に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5 に定めるところによるものとする。

(新設)

4.1 抽出の割合等

品目、樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として1日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第817号）の2.2.2 d)に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕に定めるところによる。

4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。